

総務委員会陳情説明資料

令和4年11月9日

件名	頁
1 受理番号14 希望する自治体が職員の定年を65歳から70歳まで引き上げることができる制度を導入するよう国に意見書の提出を求める陳情・・・・・・・・・・・・・・・・	2

(総務部)

件名	<p>受理番号14</p> <p>希望する自治体が職員の定年を65歳から70歳まで引き上げることができる制度を導入するよう国に意見書の提出を求める陳情</p>
所管部課名	総務部 人事課
陳情の要旨	希望する自治体が職員の定年を65歳から70歳まで引き上げることができる制度を導入するよう国に意見書の提出を求める。
陳情者等	請願文書表のとおり
内容及び経過	<p>1 定年制度の状況</p> <p>令和3年6月に地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）が公布され、令和5年4月1日に施行されることに伴い、現行60歳の定年が令和5年4月以降、2年ごとに1歳ずつ引き上げられ、令和13年4月に65歳となる。</p> <p>足立区においても、令和4年第3回足立区議会定例会で条例改正案を提出し、可決されたため、同様の形で定年の引上げが行われる。</p> <p>2 制度改正の経過</p> <p>今回の法改正は定年引上げのほか、役職定年制の導入など高齢期における多様な勤務制度を改正する内容であったため、特別区人事・厚生事務組合で制度改正について検討され、共通の基準により示された改正案を基に各区で改正の手続きが行われている。</p> <p>【定年引上げ関連の法改正の経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和2年3月13日 第201回 通常国会 国家公務員法等の一部を改正する法律案、地方公務員法の一部を改正する法律案が国会に提出。 ○ 令和3年5月20日 第204回 通常国会 継続審議とされた地方公務員法の一部を改正する法律案について、施行期日を令和5年4月1日に改めること等を内容とする修正の実施。 ○ 令和3年6月4日 第204回 通常国会 国家公務員法等の一部を改正する法律案、地方公務員法の一部を改正する法律案が可決、成立。 <p>【足立区の定年引上げ関連の条例改正の経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和4年9月20日 令和四年 第三回 足立区議会定例会 地方公務員法の一部を改正する法律の施行期日である令和5年4月1日に対応するため「足立区職員の定年に関する条例の一部を改正する条例」ほか、関連条例の一部を改正する条例8本を上程。 ○ 令和4年10月19日 第三回 定例会 条例改正案可決。
問題点等	